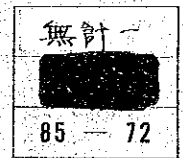
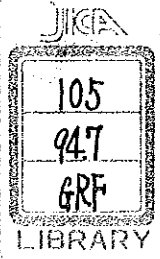


中華人民共和国
肢体障害者リハビリテーション
研究センター建設計画
事前調査報告書

昭和60年8月

国際協力事業団



中華人民共和国
肢体障害者リハビリテーション
研究センター建設計画
事前調査報告書

JICA LIBRARY



1034197[2]

昭和60年 8 月

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '85.10.14	105
登録No. 12036	94.7
	GRF

序 文

日本政府は、中華人民共和国政府の要請に基づき、同国の肢体障害者リハビリテーション研究センター建設計画にかかる事前調査を行なうことと決定し、国際協力事業団がこの調査を実施した。

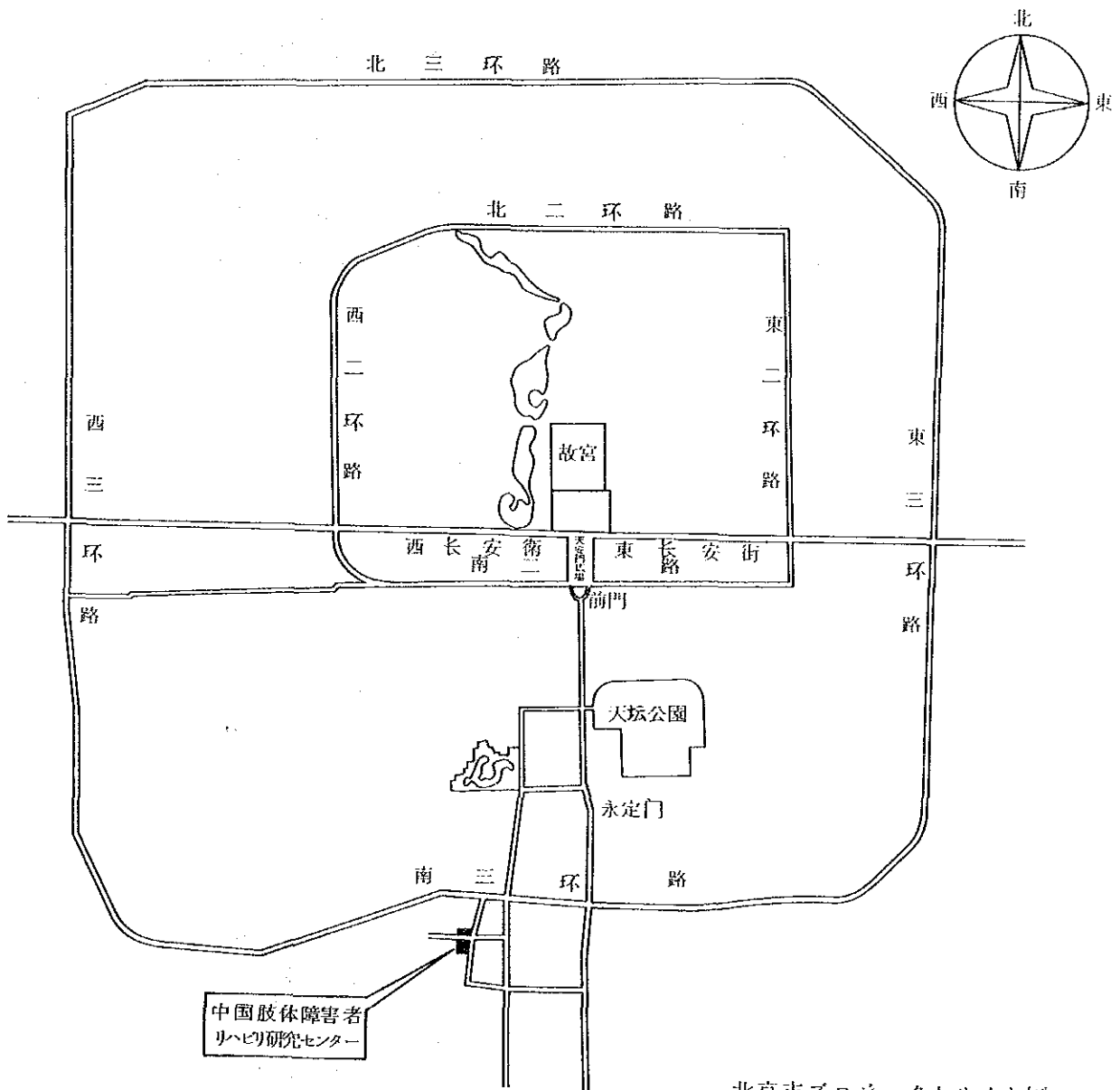
当事業団は、昭和60年5月30日から同年6月7日まで、厚生省国立身体障害者リハビリテーションセンター総長 津山直一氏を団長とする事前調査団を同国へ派遣した。

事前調査団は、中華人民共和国政府関係者と協議を重ね、要請内容の確認及び建設予定地の調査を行ない、帰国後の国内作業を終えてここに事前調査報告書を取りまとめた。

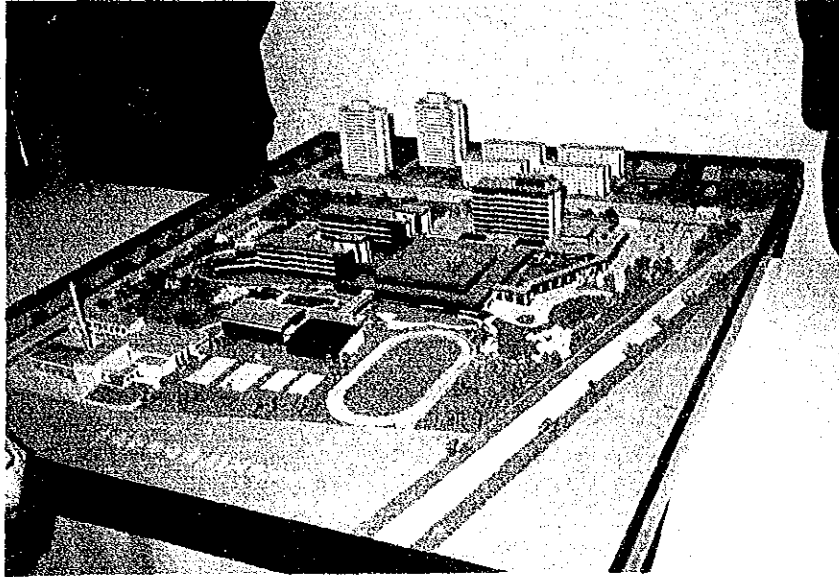
最後に、今回の調査にご協力いただいた関係各位に厚くお礼申し上げる次第である。

昭和60年8月

国際協力事業団
理事 中村泰三



北京市プロジェクトサイト図



センター模型



建設予定地

目 次

序 文
地 図
写 真

1. 緒 論	1
1) 事前調査団派遣の経緯と目的	1
2) 事前調査団の構成	1
3) 調 査 日 程	2
4) 中国側カウンターパートの構成	2
2. 計画の背景	3
1) 身体障害者の一般的背景と本計画との関係	3
2) 身体障害者の社会復帰について	4
3. 計画の基本構想	6
1) 計画規模と機能	6
2) 建設の実行機関と完成後の運営	7
3) 建設のスケジュール	7
4. 援助要請の内容	8
1) 要請事項	8
2) 要請資機材	8
3) リハビリ, 医療資機材	10
5. 要 約	11
1) 調査結果の考察	11
2) 今後の作業の進め方	11
3) 総合所見	12
附属資料	12
1) 入手資料リスト	12
2) 協議々事録	13

1. 緒 論

1) 事前調査団派遣の経緯と目的

中華人民共和国には、障害者が2,000万人以上あり、そのうち義肢・装具及び各種の補助器具を必要とする肢体障害者は350万人を超える状況にある。このような障害者に対するリハビリテーション事業の促進のため、同国は昨年「残疾人福利基金会」を設立し、同基金会の指導のもと、肢体障害者リハビリテーション研究センターの建設を決定した。同センターは、研修養成、実験研究、リハビリ医療、リハビリ工程の各部を設置し、障害者に対する種々の治療、機能訓練と職業訓練を通じ積極的に社会復帰させるとともに、治療及び実験研究に従事する専門技術者の養成並びに研究成果を全国に普及するための全国的なリハビリテーション研究・訓練機関である。同国は宿舍を始めすでに施設の建設を開始しているが、今回施設に係る建築資機材及びリハビリ用機材につき、わが国の無償資金協力を要請越したものである。

この要請に応えるため、日本国政府は国際協力事業団（JICA）を通じ、厚生省国立身体障害者リハビリテーションセンター総長津山直一氏を団長とする本件事前調査団を、昭和60年5月30日から6月7日まで現地に派遣した。

本調査の目的は、無償資金協力案件としての本計画の実行可能性を検討するため、中華人民共和国政府の要請内容を確認し、計画背景および概要を調査し、さらに、そこで実行可能性あるとの判断に達した場合、この後実施される基本設計調査の基本方針を決定することにあつた。

2) 事前調査団の構成

氏 名	担 当	現 職
1. 津 山 直 一	総 括	厚生省国立身体障害者リハビリテーションセンター 総長
2. 岩 口 健 二	無償資金協力	外務省経済協力局無償資金協力課 審査官
3. 戸口田 三千尋	医療リハビリ	厚生省社会局国立施設管理室長
4. 伊 藤 功	職 業 訓 練	国立職業リハビリテーションセンター職業訓練部訓 練第四課長
5. 石 嶋 秀 雄	設 備 計 画	㈱伊藤喜三郎建築研究所 副社長
6. 金 井 盛 一	計 画 管 理	国際協力事業団無償資金協力計画調査部基本設計調 査第1課課長代理
7. 平 山 梅 芳	通 訳	㈱国際協力サービスセンター 嘱託

3) 調査日程

日順	月日	曜日	行 程	調 査 内 容	
				午 前	午 後
1	5/30	木	成田→北京 13:20 JL781	移 動	大使館・JICA事務所・中 国側との打合せ
2	31	金	於ホテル会議室(終日)	調査目的の説明等	要請内容の確認
3	6/1	土	於ホテル会議室 サイト視察	全般的協議	建設予定地調査
4	2	日	資 料 整 理	資料整理	
5	3	月	於ホテル会議室(終日)	調査団内打合せ(まとめ確認)	質疑応答 打合せ
6	4	火	於ホテル会議室 北京市リハビリ 施設視察	調査内打合せ	小湯山療養施設の調査
7	5	水	於ホテル会議室(終日) 調査団招宴	議事録作成 〈団長講演「日本のリハビリの状況」	プロジェクト全般協議
8	6	木	於ホテル会議室 身障者福祉工場 見学	議事録作成	市内身障者福祉工場の実 態調査
9	7	金	北京→成田 20:10 JL782	移 動	

4) 中国側カウンターパートの構成

俞 正 声 中国残疾人福利基金会副理事長
 廖 鴻 石 中国リハビリ研究中心主任, 中華医学理 学会副主任, 主任医師
 刘 振 武 中国リハビリ研究中心副主任, 医師
 石 底 中国リハビリ研究中心副主任, 中華医学会医院管理学会医院
 周 天 健 中国リハビリ研究中心科研部主任, 骨科教授
 赵 辉 三 中国リハビリ研究中心康 工 程 部 主 任, 医 師
 王 菊 人 中国リハビリ研究中心高級建築師
 张 楠 中国残疾人福利基金会国際部担当
 周 延 祯 中国リハビリ研究中心外事担当
 周 壮 通 訳
 王 淑 茗 記録員
 陈 佩 芳 " "
 熊 焯 経貿部

2. 計 画 の 背 景

1) 肢体障害者の一般的背景と本計画との関係

中国には、約10億の人口があり、全国の身障者の数について現在のところ、正確な数字はないが、不完全な統計にもとづくところによれば、全国には約2,000万以上の身障者がおり、そのうち、義肢、補装具の必要がある肢体障害者は、約350万人であり、パラプレジア者の数もかなりのものである。

近代的リハビリの展開は、中国においては、比較的遅く、経済の発達している国と比較すると、中国のリハビリ施設の不足と遅れは顕著であり、現在までのところ、中国にはまだ近代的レベルに達しているリハビリ施設は1カ所もなく、更には脊髄損傷と肢体障害のリハビリの面においては更に遅れている。

中国の体制にもとづいて、傷疾軍人、盲聾啞児童、精薄児は元来政府の民政部門が管理し、肢体障害者（主要には脊髄損傷によるパラプレジア、四肢切断、小児麻痺後遺症及先天性或いは原因不明の骨格奇形による運動障害等に対しては、衛生部門が治療を行ない、民政部門がリハビリ器材（義肢、補装具、車椅子及びその他のリハビリ器具）を提供する。脊髄損傷の救急、早期治療、後期リハビリ、職業訓練、社会復帰等の方面において、全国において、まだある水準に達しているリハビリ施設はない。従って脊髄損傷の泌尿器系感染発生率は相当高い。

近年来、国民経済の発展と科学技術の進歩及び人民の生活水準のたえまない向上に伴って、一方面においては、心身障害者の人数も増加の勢いを呈し、一方においては、身障者の生活、職業及び社会活動に対する要求は、ますます切実なものになってきている。したがって、世界の他の国家と同様、リハビリとリハビリ研究に対して、ますます社会の各界人士の重視を得ることになり、実験研究、リハビリ人員の養成、リハビリ医療、リハビリ工学、社会リハビリを含む総合的施設の建設が重要でありさしせまったものとなってきた。

従って、1983年中国は中国リハビリ医学研究会を設置し、同年医学界の12名の専門家、教授がリハビリ研究センターの建設を提唱した。同年4月8名の名士が同じ意見を提出し、つづいて第六次全国政治協商会議及び第六次全国人民代表大会では60名の代表が議案を提出し、この議案は、民政、衛生両部を経て迅速に國務院に批准を求め、北京で“中国肢体障害者リハビリ研究センター”を建設することは、正式に国民経済発展計画に取り入れられた。同じような背景のもとで、1984年3月15日、“中国身障者福利基金会”が成立し、基金会の指導のもとに“中国肢体障害者リハビリ研究センター”の準備作業を行なうことを決定した。

種々の原因によって“リハビリ研究センター”は総合病院の中に設置することができなかった、しかも現在の建設用地の周囲には、現在のところまだ総合病院がない。従ってこの“研究センター”は、総合病院と同じ医療診断設備、リハビリ設備及び基礎研究、リハビリ工学研究、社会リハビリ研究、教育養成等の分野を行なうために、比較的近代的な先進的設備が必要であ

る。このセンターは、国内において、1つのモデル及び学術活動の中心となる。又国内外において1つの学術交流の中心となる。このセンターは、早期及び後期リハビリ、社会リハビリ及びリハビリ予防、中医（針灸、気功、アツマ等）及び近代医学の結合を含む、近代リハビリの核となるものである。即ち、リハビリ全分野の総合研究施設である。

2) 身体障害者の社会復帰について

身障者の社会への受入れ状況は、

- ① 軽度の者は、一般企業に就業している。なお、北京市内では自営している者も多い。
- ② 身障者福祉工場は1,100ヶ所、授産施設10,000ヶ所以上を設置している。（毎年％を決め受入れ促進をしている。）
- ③ 身障者の教育は、肢体は普通校で、聴覚言語障害者ろう学校、視覚障害者は盲学校で教育しており、精薄者については、北京市内で4ヶ所の教育施設をもっている。
また、重度身障者の上級学校への進学は現在のところ無い。
- ④ 身障者の職業教育は始まったばかりで、現在2ヶ所設置した。北京市にも職業訓練養成センターの設置を考えている。

なお、一般の職業教育については、社会の要請に応え、普通中学を技術学校に移行増加している。

(4) 就業上の問題

- ① 企業が身障者を雇用した場合の税制上の優遇措置として、
税には、事業所得税、製品税（生産高、製品の種類により、5～20％課税）があるが、
労働者の雇用率が35％→事業所得税が50％減
" 50％→一切の課税が0である。
- ② 企業に働く労働者が労災事故等にあった場合、回復すれば復職させることが原則である。
なお、中国における労働省は企業単位で種々の面で保証されている。定年（一般に男60才、女50才）後も定年前賃金の50～70％が一生支給される。

2. 北京市にある代表的福祉工場の実態

- (1) 企業内容：従業員800名で、聴覚言語障害者を400名（2/3女性）を雇用している。
1958年から創業しており、北京市では一番大きい福祉工場である。
生産は、ジュウタン：20万平方尺/年、セーター：30万着/年で現在化粧品を生産を開始することになっている。
- (2) 身障者の就労状況：
 - ① 優秀な者は、組長、副主任になっている。
 - ② 生産効率は健常者の70％を達成することにより、100名と見做す。

- ③ 健常者とのコミュニケーションは非常に良好である。
- ④ 作業指示は、板書、手話で行っている。
- ⑤ 就労意欲は高い、一般に作業習得は最初は遅いが、習得後は熱心に作業に取り組む。
- ⑥ 障害程度は、聴力0の者が多い。
- ⑦ 就業時間は8.30～17.30 昼休1時間である。

(3) 教育について

- ① 一般にろう学校卒業者が多い。そのため入社時に2週間の集中受入れ訓練をやり、その後2年間熟練指導者によるOJTをやっている。
- ② ろう学校で習得（男木工、女編物・縫製）した職種を出来るだけ活かすようにしているが、企業職種が決まっているので、関係ない職種についている者もいる。

(4) その他

- ① 福祉施設としては、診療所、託児所、食堂がある。
- ② 生産目標は55万元、85年1月から税制上の改正があり、免除制度が適用されれば、今年は100万元になるだろう。
- ③ 当工場は、福利基金会とは直接的関係はない。

3. 計画の基本構想

1) 計画規模と機能

(1) 計画規模と機能

- 敷地面積 10万平方メートル 建築延面積 5万1千平方メートル
- 初期医療（主として整形外科）
- リハビリテーション医療
- " 工学（主として補装具の製作，修理）
- 社会復帰訓練（ADL，職能訓練，評価）
- 地域リハビリテーション（地域従事者の研修，巡回相談，訪問診査）
- リハビリテーションに関する調査研究
- " " 技術者の養成

(2) 病床等

• 整形外科（骨科）系		140床
（急性脊損，脊損，リハ，四肢切断等）		
• 泌尿器科系		28床
• 内科系（主として脳血管障害）		18床
• 小児科系（ポリオ，脳性麻痺）		28床
以上入院病床		214床
外 来	1日	300人
• 職 員		660人
医療部門（社会的リハ部門も含む）		460人
管理 "		200人

(3) 建物関係（概要）

ア 治療訓練部門	8,763
イ 病 棟 "	8,075
ウ リハ工学 "	1,357
エ 研 究 "	2,995
オ 図書，情報 "	849
カ 教 育 "	935
キ エネルギーセンター	3,868
ク 職 員 宿 舎	19,000
ケ 管理部門その他	5,158

2) 建設の実行機関と完成後の運営

中国身体障害者福祉基金会（中国残疾人福利基金会）について

- (1) 中国国内の身体障害者（視覚，聴覚言語機能障害を含む）に対する福祉事業の発展を促進させるため，身体障害者の福祉に関する法制度の確立の為の諸活動，各種福祉事業の実施，基金の募金運用，身体障害者予防の宣伝教育等を行うことを目的として，1984年3月15日設立された政府公認の団体である。
- (2) 基金会は政府各省（民政，衛生，労働，对外経済貿易部）間の橋渡しの役割を担っており，特に今回の本センター設立に係る日本からの無償資金協力に関する日本側との調整を任せられている。

本センターの設立動議は1983年の第6次全国人民代表大会に提案可決され，民政，衛生各部，国务院の承認を得ているが，これが，具体的な設立の為の組織は，政府レベルでは設けられておらず，当基金会がその任務を果すこととなっている。

3) 建設のスケジュール

中国側が，予定している建設工事のスケジュールは下記の通りである。

業務用建築 着工1985年10月 完成1987年11月

動力后勤用棟 着工1985年 9月 完成1986年12月

職員生活用建築 着工1985年 3月 完成 不明

（ただし，15階建住宅のみで他は不明）

4. 援助要請の内容

1) 要請事項

中国側は、本件計画を実施するに当たり、下記の事項に関して、日本政府の無償資金協力による援助を要請している。

- (1) 本施設を予定の工程にそって建設するために必要な一部の建築資機材の供与
- (2) 本施設で必要とする機材の供与
- (3) 上記(1)～(2)に関するコンサルタント業務

2) 要請資機材

- 1) 中国側が要請越している建築・設備資機材は下記の31項目である。

(初年度分)

- A₁ —1001 アルミサッシ
- A₁ —1002 ガラスカーテンウォール
- A₁ —1003 ビニール製床材
- A₁ —1004 スライディングドア
- A₁ —1005 身障者用浴槽
- A₁ —1006 身障者用シャワー装置
- A₁ —1007 身障者用洗面器
- A₁ —1008 身障者用便器
- A₁ —1009 スペースフロア
- A₁ —1010 ガラスパーティション

(次年度分)

- A₂ —1001 患者用厨房設備
- A₂ —1002 職員用厨房設備
- A₂ —1003 アトリウム用スカイライト
- A₂ —1004 自動式ガラスドア(A型)
- A₂ —1005 窓拭装置
- A₂ —1006 バックジ型クーラー
- A₂ —1007 運動浴槽用水消毒装置
- A₂ —1008 飲料用水軟水化装置
- A₂ —1009 消防設備
- A₂ —1010 遠心式冷凍機
- A₂ —1011 屋根排風機装置

- A₂—1012 寝台用エレベーター
- A₂—1013 一般乗用エレベーター
- A₂—1014 貨物用エレベーター（病棟用）
- A₂—1015 貨物用エレベーター（行政，科研棟用）
- A₂—1016 自動式ガラスドア（B型）
- A₂—1017 自動式金属ドア
- A₂—1018 テレビ用設備，放送用設備等
- A₂—1019 緊急呼出装置 A₂—1020 電話交換設備
- A₂—1021 ファンコイルユニット

4-4 現地調査の概要

- 1) 今般の事前調査では，要請資機材に関し各項目別の調査は行わなかったが，入手した基本設計図及び基本設計説明書により，おおよその使用目的，使用場所，スペック等については理解出来た。
- 2) 中国側は，これらの建築・設備資機材を約10億円の範囲内で調達したい意向であるが，その積算根拠は確たるものではないとのことであった。
これに対し，調査団側から，資機材の価格については今後詳細に調査しなければならないこと，又，調達予算には資機材の価格のみでなく，輸送費，据付調整費，スーパーバイザー費等の諸費を含める必要があるので，予算を超過した場合には，項目や数量の削減を行わなければならない場合もある旨説明した。
- 3) 資機材リストの項目の順序は，必ずしも必要性についての優先順位を表すものではないとの説明があった。
- 4) 初年度分，次年度分の振り分けについては，建設工期の詳細が不明だったため，今般はその適否について判断出来なかった。
- 5) 調査団側から，一般の資機材については引き渡し完了時点，据え付け等の必要な資機材については，据え付け，調整，試運転，検査終了時が完了の時期となることを説明した。
- 6) 資機材の種類によっては，日本の高度な施工技術を抜きにしては性能の発揮が危ぶまれるものもあるが，その部分について日本側が直接施工を分担する事を期待しているかどうかについては明確な説明がなかった。
- 7) 援助資機材に関連する取付け，据付け，接続等の設計図及び関連系統の設計図の作成を日本側がおこなうかどうかについては，議論されなかったが，当然，行う必要がある。
- 8) 日本企業が，資機材を現場に持ち込んで業務を行う場合，中国側施工単位は日本企業から何等かの経費を徴収するかどうかについては，今回明らかにならなかった。今後確認する必要がある。又，日本企業がその際に必要とする中国側労働者の賃金についても今後明

確にする必要がある。

- 9) 中国側は、実施設計を本年6月15日開始し、12月末日に完了させる予定である。その間、9月末日までには基礎部分の設計を完了し、10月1日には工事に着手したい意向である。
- 10) 今般入手した基本設計図は、本年1月26日、中国内上級機関によって批准されたものである。
- 11) 調査団側から、日本における経験から、車椅子用便所の数をもっと増やすべきであるとの提案を行った。
- 12) 調査団側から、病院の規模からみて、中央材料室の面積が小さすぎるのではないかとの意見を出した。
- 13) リハビリ医療機材については、中国側が用意した機材リストは不十分なので、日本側で本建築計画との調整を図りつつ、標準モデル案を作成することとした。

3) 要請医療機材関係

- 1) 理学療法機器及び作業療法、理学療法設備
7 1 品目 8 2 3 点
- 2) リハビリ医療設備
7 1 品目 2 6 9 点
- 3) リハビリ工学設備
5 2 品目 3 7 9 点
- 4) リハビリ教育・研究設備
5 5 品目 1 2 4 点

5. 要 約

1) 調査結果の考察

調査団出発前に示されたものには、前記分が第1期工事分であり、第2期工事分が（体育館、室内プール、福祉工場）挙げられていたが、今回の調査で、第2期分は、土地、建設財源等全くメドが立っておらず、将来の希望的なものと判明した。

又、第1期計画においても社会復帰部内に授産所が含まれていたが、今回案には、これが除かれており、かつ、我国の職業訓練に該当するものが含まれておらず、O T、職業訓練、職能評価判定部門の面積も入所者数に比し狭いものとなっている。なお、職業訓練については、将来別途北京市内に建設したい旨の意思表示があった。

日本の障害者のバランスからみると、本センターの障害別病床は、脳血管障害部門が小さく、脊損に重点が置かれているといえよう。

本センターの治療訓練部門に係る中国側の基本的スタンスは従来、欠落していた西洋医学によるリハビリテーションを採り入れるものの、伝統ある中国医学を結合させ、中国独特のリハビリテーションを行おうとするものであり、彼の地の国民性からみて、余程強力な西洋医学のスタッフを入れないと、我国からの提供機器の有効活用が期し難いと思われること。

今後、中国側の要望リストを精査し、その員数の過不足を調整するとしても、その必要性、必然性を相手方に納得させる必要があり、そのことを理解し得る相手方の当事者が誰であるかを見極める必要があると思われる。

今回の無償資金協力の内容は、医療・リハビリ器械と建築の特定資機材の二本柱になっているが、医療的施設建設の常識として建築資機材の選定が先行することは必至である。これら建築資機材の機種及び材質等の選定をスムーズに行うとともに、医療・リハビリ器械についても可及的速やかに作業を進め、全体像を把握する必要があると思われる。

なお、その際、中国側が比較的力点を置いていないと思われるO T、職能訓練、評価判定部門については、要望リスト以外の機器の提示も考慮されるべきであろう。

2) 今後の作業の進め方

要望リストの審査は次の諸点にポイントをおいて行うこと。

- ア 不要、不急なものはないか。（時代遅れのもの、同一機能（ダブリ）のもの等）
- イ 機能、価格面において優れた同種機種のあるものはないか。
- ウ 患者数等よりみて、個数等が過大或いは過小のものはないか。
- エ 「……式ワンセット」的表現で、関連器具の限界が曖昧なものはないか。
- オ 前記各号に基づく検討結果を次の分類により表示する。

A ランク = 提供リストに是非掲上されるべきもの

Bランク = 援助予算の枠内で可能ならば入れたいもの

Cランク = A, B以外のもの

※ なお、Bランクは優先順位をB¹ B² B³の3段階程度で定めること。

リハビリテーションの実施に当って、当然必要と思われる重要と思われる重要機器について、要望リストに無いものについては、それらを「確認リスト」(中国国内で調達できる旨の確認のため)として、まとめること。

3) 総合所見

本プロジェクトが中国にとって、最初の総合的リハビリ施設であり、2,000万人と言われる身障者の福祉向上に多大な貢献が期待され、本件の建設は急務である。

日本への要請、期待は強く、我が国として今後、無償援助のみでなく、技術協力でも協力して行くことは、両国関係にとって大いに意義あるものと思料される。

附 属 資 料

1) 入手資料リスト

1. 中国肢体障害者リハビリテーション研究センター 背景
2. 中国肢体障害者リハビリテーション研究センター 計画草案
3. 中国肢体障害者リハビリテーション研究センター 基本建設状況
4. 中国肢体障害者リハビリテーション研究センター 初歩設計説明書
5. 中国肢体障害者リハビリテーション研究センター 初歩設計図
6. 中国肢体障害者リハビリテーション研究センター 器材計画表 1-1
1-2
1-3
2-1
2-2
2-3
2-4
7. 中国身体障害者福祉基金会規則

2) 協議事録

中華人民共和国肢体障害者リハビリテーション研究センター

建設計画事前調査に係る協議議事録

中華人民共和国肢体障害者リハビリテーション研究センター建設計画（以下『本計画』と略称する）に係る中華人民共和国政府よりの無償資金協力要請に基づき、日本国政府は、本計画に関する事前調査の実施を決定し、国際協力事業団は、厚生省国立身体障害者リハビリテーションセンター総長津山直一氏を団長とする調査団を1985年5月30日から6月7日まで中華人民共和国に派遣した。

調査団は、俞正声中国残疾人福利基金会副理事长を団長とする中国側代表団と友好的雰囲気のもと双方の立場を尊重しつつ協議を重ねた。（両国の協議参加者は資料1の通り）

この議事録は、これら協議の結果を別紙の通り取りまとめ、署名により確認するものである。

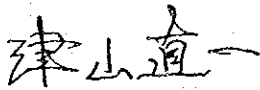
1985年 6月6日

於 北京

日本国

国際協力事業団

事前調査団長

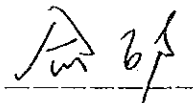


津山 直一

中華人民共和国

残疾人福利基金会

副理事长



俞 正声

別紙

1. 中国側が現在進めている本計画の概要は以下の通りである。

(1) 設立の趣旨

本中国肢体障害者リハビリテーション研究センター（以下本センターと略称する）は、中国に於ける最初の近代的、総合的リハビリテーション事業の模範として、リハビリテーションを科学的に研究し、併せて伝統的リハビリテーション医療のあり方を探求するとともに、リハビリテーション関係の各種専門家の養成を行い、全国的リハビリテーション事業を発展させるために経験を蓄積し貢献することを目的として建設されるものである。

(2) 本センターの機能と性格

本センターは、リハビリテーションに関する科学研究、教育、リハビリテーション医療、リハビリテーション工学、障害者社会復帰、及び地域リハビリテーションなどについて総合的な活動をおこなう中国初めての全国的施設である。

本センターは、第一段階として肢体障害者（脊髄損傷、四肢切断、その他）を重点的対象として、早期に治療を開始し、全面的なリハビリテーションを行う。

入院病床は214床、一日当たりの外来患者は300人である。

(3) 建設予定施設と工程

第一期に建設される建物とそれぞれの予定工期は以下の通りである。

1) 行政、科研棟	着工1985年10月	完成1987年11月
2) 医療棟（含教育、リハビリ工学）	着工1985年10月	完成1987年11月
3) 病棟	着工1985年10月	完成1987年11月
4) 后勤、動力棟	着工1985年 9月	完成1986年12月

尚、本敷地内に現在、職員宿舍の一部が建設中である。

(4) 建設敷地

本センターの建設敷地は、北京市豊台区馬家堡にあり、面積は約100,000平方メートルで整地済みである。（敷地位置図は資料2の通り）

(5) 本計画の関係機関

本計画の実施に当たって関係する中国側の機関は以下の通りである。

- 1) 本計画の実施主体は中華人民共和国肢体障害者リハビリテーション研究センターである。
- 2) 本センターは、中国残疾人福利基金会の指導のもとに、中国の国家予算と国内外の援助により建設される国立の施設である。
- 3) 本センターは、中国民政部、衛生部の行政的、技術的支持と助言のもとに運営される。
- 4) 本計画の建築設計者は北京市建築設計院である。
- 5) 本計画の建築施工者は北京市建築工程局第一建築工程公司である。
- 6) 本計画の国外援助部分の資機材の調達窓口は、中国技術進口總公司または中国康華実業公司である。

2. 中国側は、本件計画を実施するに当たり、下記の事項に関して、日本政府の無償資金協力による援助を要請した。

- 1) 前記1-(3)-1)~4)を予定の工程にそって建設するに必要な一部の建築資機材の供与
- 2) 前記1-(3)-1)~3)で必要とする機材の供与
- 3) 上記1)~2)に関するコンサルタント業務

3. 日本代表団は、本センター建設の意義の重要性についての中国側の説明を理解し、日本の無償資金協力の予算、制度及び同制度の枠内での対応の可能性を説明するとともに、上記中国側要請を日本政府に伝えることとした。

4. 中国側は、建設工事の実施状況をふまえ、日本政府の援助の実施方式につき以下の意見をだした。

(1) 本センターが1988年3月以前に完成することに鑑み、日本の援助を有効に使用するため、日本政府会計年度の1985年度と1986年度の両年度での援助実施を希望する。

(2) 本センターの工事を1988年3月以前に完成させるため、建築設計詳細図を出来るだけ早期に作成する必要があるため、そのために必要な設計条件の提供を希望する。

5. 日本側は、上記4.の中国側の要望を十分に理解し、日本政府にたいしこれらの要望を伝えることとした。

6. 日本側は、本年8月を目途に基本設計調査団を中国に派遣するための必要な準備を行うこととし、中国側は、同調査団を受け入れるための所要の準備を行うこととする。
- 中国側は、本年7月中旬を目途に調査団を日本に派遣し、日本側関係者と打ち合わせを行う。

日本側調査団名簿

氏名	担当	所 属
1. 津山 直一	总 括	厚生省 国立身体障害者康复中心总长
2. 岩口 健二	无偿资金协力	外务省 经济协力局 无偿资金协力课 审查官
3. 户口田三千寻	医疗 康复	厚生省 社会局 国立设施管理室长
4. 伊藤 功	职业 训练	国立职业康复中心 职业训练部训练第四课长
5. 石岛 秀雄	设备 计画	(株)伊藤喜三郎建筑研究所 副社长
6. 金井 盛一	计画 管理	国际协力事业团 无偿资金协力计画调查部基本设计调查第一课 课长代理
7. 平山 梅芳	翻 译	(财)国际协力服务中心 嘱托

中国側代表团名簿

俞 正 声	中国残疾人福利基金会副理事长
缪 鸿 石	中国康复研究中心主任、中华医学会理疗学会副主任、主任医师
熊 炜	经贸部项目官员
刘 振 武	中国康复研究中心副主任、医师
岩 广	中国康复研究中心副主任、中华医学会医院管理学会委员
周 天 健	中国康复研究中心科研部主任、骨科教授
赵 辉 三	中国康复研究中心康复工程部主任、医师
王 菊 人	中国康复研究中心高级建筑师
张 楠	中国残疾人福利基金会国际部负责人
周 延 栋	中国康复研究中心外事负责人
周 壮	翻 译
王 淑 茗	记录员
陈 佩 芳	记录员

JICA